

# 相続のサポートについて知っておきたいこと 《遺言代用信託》と《遺言信託》の違いについて

## 遺言代用信託とは

遺言代用信託は、お客さまから金銭の信託を受け、元本保証の商品として運用し、相続発生時に、配偶者さまやお子さまなど、ご指定の方へスムーズに財産の引き継ぎを行う信託サービスです。

信託した財産は遺産分割協議の対象にならないため、**遺言書を作成しなくても**特定の方へ確実に財産を引き継ぐことができます。

※信託できる財産は金銭に限られます。  
不動産や有価証券をそのまま信託することはできません。

お金を託す  
サービス



## 遺言信託とは

遺言信託は、お客さまのご意向に沿った遺言書作成のアドバイス、遺言書の保管、相続発生後の財産の調査から遺言書に基づく相続手続きを行い、遺言執行完了までサポートさせていただくサービスです。

※ご相談内容によりお手伝いさせていただく内容が異なりますので、詳しくはお近くの北陸銀行または北海道銀行へお問い合わせください。

遺言書に関する  
サービス



## 比較表

	遺言代用信託	遺言信託
サービス内容	①生前に資産の一部*を管理・運用 ②契約者の相続発生後、すぐに相続人に資金を交付 ※対象は金銭のみ	①遺言書作成サポート*・遺言書保管 ②契約者の相続発生後、遺言に沿って財産を配分 ※北陸銀行が遺言執行者(財産配分の手続者)となることにあらかじめ合意し、契約者が遺言書により指定する。
受取人	推定相続人のみ指定可(配偶者、子など)	①相続人(配偶者、子など) ②お世話になった方、相続人以外で財産を遺したい方、社会のための寄付など
手続者	受託者(北陸銀行)	遺言執行者(北陸銀行)

本内容については、2024年6月末現在の情報をもとに北陸銀行が作成したのですが、法令等により内容が変更になる場合があります。詳しくはお近くの北陸銀行または北海道銀行の窓口までお気軽にご相談ください。

# ほくほく 遺言代用信託



## 商品説明書

想いをしっかりと届けたい。

そんなお気持ちを私たち“ほくほくフィナンシャルグループ”がサポートさせていただきます。

- 本商品の受託者は株式会社北陸銀行です。
- 北海道銀行が取り扱う場合、北陸銀行の信託契約代理店としての取り扱いになります。  
信託契約代理店:株式会社北海道銀行(信託契約の締結の媒介)

# 大切なご家族のために 「安心」を備えておきませんか？

万が一の時、亡くなられた方の預貯金は簡単に引き出せないこと、ご存じですか？



そうなんです！

ご相続が発生した後の預貯金の払い出しには、一般的に**相続人さま全員の書類**のご提出や署名・押印が必要となり、これらの手続きには相当な時間を要します。

**相続手続きに必要な書類の一例**

- 被相続人さまの生まれてから亡くなるまでのすべての戸籍謄本等
- 相続人さま全員の戸籍謄本および印鑑証明書
- 遺産分割協議書(相続人さま全員の署名・押印が必要)



万が一に備えるにはどうすればいいの？



そんなときは  
「**ほくほく遺言代用信託**」がお役にたちます！

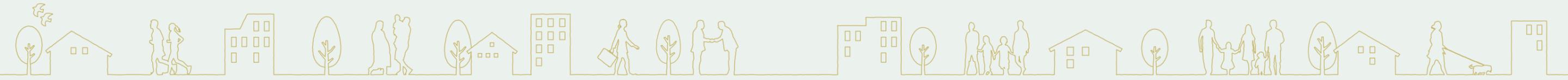
「ほくほく遺言代用信託」は、あらかじめ受取人さまをご指定いただくことで、相続発生時に必要となる「葬儀に関する費用」や「配偶者の当面の生活資金」などの金銭を煩雑な相続手続きなく、かんたんなお手続きでお渡しできる仕組みです。

## 「ほくほく遺言代用信託」の特徴

- 1** 大切なご家族に、思いどおりの資産承継ができます。  
最大5人まで受取人さまの指定が可能です。
- 2** 煩雑な相続手続きなく、迅速に資金をお渡しできます。  
数点の必要書類のみでお受取りが可能です。  
(必要書類は下記「お受取りに必要な書類」をご確認ください)
- 3** 元本が保証されます。  
元本保証の金銭信託であり、お預かりした金銭は預貯金と同様に預金保険制度の対象です。
- 4** 受取人さまの来店が不要です。  
必要書類を返送することでお受取りが可能です。
- 5** 遺産分割協議が不要です。  
遺産分割協議成立前でもお受取りが可能です。

**お受取りに必要な書類**

- 契約者さまがお亡くなりになられたことを確認する書類
- 受取人さまの本人確認書類
- 受取人さまの個人番号を確認できる書類



# 《ほくほく遺言代用信託》の商品について



信託金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託金額は100万円以上3,000万円以内(1万円単位)</li> <li>※ただし、信託できる金額は契約者さまが保有されている金銭で、金融資産の原則1/3までとなります。</li> </ul>
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託期間は、信託契約日から5年以上30年以内の応当日でお客様が指定された日までとなります(信託期間終了時には、契約者さまに金銭をお返しいたします)。</li> </ul>
受取人さまに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受取人さまは、契約者さまの推定相続人の中からご指定ください(推定相続人とは、現時点で契約者さまに相続が発生したと仮定した場合に相続人となる方です)。</li> <li>● 受取人さまは、最大5人までご指定いただけます。</li> <li>● 受取人さまが信託された金銭を受け取るための取扱金融機関<sup>※</sup>の普通預金口座を指定していただきます。なお、受取口座については、取扱金融機関以外を指定することはできませんのでご注意ください。</li> <li>※取扱金融機関とは、北陸銀行が本商品を取り扱う場合は北陸銀行を指し、北海道銀行が代理店として取り扱う場合は北海道銀行を指します。</li> </ul>
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託報酬(設定時報酬)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託契約時に、信託財産額の1.10%(税込)を別途いただきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託報酬(運用報酬)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則年1回、運用収益の中からいただきます。</li> <li>● 信託報酬額は、本信託の運用収益から予定配当額等を差し引いた金額(信託財産の元本部分に対し上限年8.0%から下限年0.001%の範囲内)となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他の手数料</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託者がやむを得ない事情があると認められた場合を除いて、中途解約(全部解約または一部解約)はできません。</li> <li>● 信託された金銭を受取人さまに振込する際の振込手数料はいただきません。</li> </ul>
受託者	株式会社 北陸銀行
お困りの際の相談窓口	受託者が契約する指定紛争解決機関は、一般社団法人信託協会(連絡先:信託相談所、電話番号:(一般電話から)0120-817-335または(携帯電話から)03-6206-3988)です。

## ご契約の流れ

北陸銀行または北海道銀行のいずれかを取扱金融機関としてお申し込みいただきます。お申込時の取扱金融機関がその後のご契約に関するご照会やお手続きの窓口となります。



### ご準備いただきたい書類等

- 信託いただく資金
- 契約者さまの本人確認書類
- 契約者さまのご印鑑

※北海道銀行の代理店扱いによるご契約の場合、北海道銀行は信託契約の締結の媒介を行います。

## ご相続発生時の流れ

上記お申込時の取扱金融機関を窓口として受取人さまより書類をご提出いただきます。



### ご準備いただきたい書類等

- 医師の死亡診断書もしくは除籍謄本、住民票の除票
  - 受取人さまの本人確認書類
  - 受取人さまの個人番号を確認できる書類
  - 受取人さまの指定受取口座のお届印
- 上記以外の書類が必要となる場合がございます。

※北海道銀行の代理店扱いによるご契約の場合、ご相続発生時のお手続きの窓口は北海道銀行になります。

### ご注意事項

- ご契約からご相続発生までに、受取人さまの変更をご希望される場合・受取人さまのご連絡ください。
- ご連絡をいただかずにご相続が発生いたしますと、信託財産を受取人さまへお引渡
- 北海道銀行の代理店扱いによるご契約の場合、ご契約に関するお問い合わせおよび

住所や氏名が変更となった場合は、契約者さまから取扱金融機関(北陸銀行または北海道銀行)にすみやかに

しする際に、スムーズな手続きができない恐れがございますので、必ずご連絡ください。ご契約時やご相続発生時などのお手続きの窓口は北海道銀行になります。



**Q** だれを受取人として指定することができますか？

**A** 推定相続人の中からご指定ください。

**Q** 受取人を複数指定することはできますか？

**A** 推定相続人の中から5人まで受取人さまとしてご指定をいただくことが可能です。  
なお、その際は受取人さまにお渡しいただく割合もご指定いただきます。

**Q** 未成年者を受取人として指定できますか？

**A** 推定相続人に該当する場合、指定が可能です。

**Q** 契約手続きは一人で行えますか？

**A** 契約者さまお一人のみでお手続きいただくことが可能です。  
ただし、お申込書に受取人さまのご住所、生年月日、受取口座(北陸銀行または北海道銀行の普通預金口座)などをご記入いただく必要がありますので、受取人さまにご確認のうえでお手続きをお願いします。

**Q** 手数料はいつ、いくらかかりますか？

**A** 手数料としてご契約時に信託いただく金額の1.10%(税込)を別途頂戴いたします。  
また、信託期間中は原則年1回、本信託の元本に対し、一定の範囲内で、本信託の運用益から受託者(北陸銀行)が決定する予定配当額などを差し引いた金額から信託報酬を頂戴いたします。  
なお、詳細は約款をご参照ください。

**Q** 一部解約・中途解約はできますか？

**A** 原則できません。受託者(北陸銀行)がやむを得ないと認めた場合は、本商品の全部または一部を解約することができます。

**Q** 契約中に契約内容に変更があった場合(受取人が先に亡くなった、住所が変更になったなど)は、手続きが必要ですか？

**A** 信託契約の変更が必要となりますので、契約者さまのお取引店(北陸銀行または北海道銀行)宛にご連絡いただきますようお願いいたします。

**Q** 遺言代用信託の信託財産は相続税の課税対象となりますか？

**A** 相続税の課税対象となります。  
被相続人のその他の財産と合算した財産が、相続税の基礎控除額を超える場合は、相続税申告をしていただく必要があります。具体的な相談や財産評価につきましては、別途税理士や所轄税務署にご相談ください。

**Q** 信託財産は遺留分侵害額請求の対象となりますか？

**A** 信託財産は、他の相続財産と同様に遺留分侵害額請求の対象となる可能性があります。  
お申込みにあたっては、相続人の方の遺留分等を十分考慮いただき、信託金額および受取割合をご決定ください。

**遺留分とは**

兄弟姉妹以外の相続人が、相続財産の中から最低限受け取ることのできる法律で定められた権利(割合)のことです。

**遺留分侵害額請求とは**

遺留分の権利を持つ相続人は、その相続した財産額では遺留分の額に足りないとき、遺留分の額に達するまでの金額を請求すること(遺留分侵害額請求)ができます(民法第1046条)。  
例えば、遺言に記載された内容が、ある相続人の遺留分を侵害していた場合、遺留分を侵害されていた相続人は遺留分の額を充たすまで、他の相続人等に「侵害額請求」をすることができます。

**【法定相続割合と遺留分割合について】**

法定相続割合(下段は遺留分)

相続人の 組合せ	配偶者 のみ	子のみ	父母等 (直系尊属) のみ	兄弟姉妹 のみ	配偶者 と子	配偶者 と父母等 (直系尊属)	配偶者と 兄弟姉妹
相続人							
配偶者	全部 (遺留分1/2)				1/2 (遺留分1/4)	2/3 (遺留分1/3)	3/4 (遺留分1/2)
子		全部 (遺留分1/2)			1/2 (遺留分1/4)		
父母等 (直系尊属)			全部 (遺留分1/3)			1/3 (遺留分1/6)	
兄弟姉妹				全部 (遺留分なし)			1/4 (遺留分なし)

# 商品概要説明書



1.商品名	ほくほく遺言代用信託
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満18歳以上の個人の方に限らせていただきます(原則、日本国内にお住まいの方)。</li> <li>・お一人さま1契約とさせていただきます。</li> </ul>
3.信託の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者兼第一受益者(以下、「お客さま」といいます)が受託者である北陸銀行に別途提出する「遺言代用信託申込書(兼)重要事項確認書」(以下、「申込書」といいます)により指定する第二受益者(以下、「お受取人」といいます)に、指定の方法で金銭を交付します。</li> <li>・信託された金銭をお受取人のために利殖します。</li> </ul>
4.商品の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、長期的な財産管理や円滑な財産移転を行う目的で、お客さまが信託した財産を元本保証の金銭信託で運用し、相続開始後にお客さまのご指定どおりにお受取人にお支払いする商品です。</li> <li>・お受取人は、お客さまによりご自身の推定相続人(申込日においてお客さまの相続が開始した場合にご相続人となる方)の中からご指定いただけます。</li> <li>・お受取人となる方で取扱金融機関*に普通預金口座を保有していない方は、本商品申込までに開設していただく必要があります(お受取人の方が取扱金融機関に口座を保有しているかどうかをご案内することはできません)。</li> <li>※取扱金融機関とは、北陸銀行が本商品を取り扱う場合は、北陸銀行を指し、北海道銀行が代理店として取り扱う場合は北海道銀行を指します。</li> <li>・相続発生時に、お受取人に対して、受取の意思確認を行います。受取の意思確認が完了しましたら、一括で信託財産をお支払いいたします。</li> </ul>
5.信託契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約日(ご資金の振替日※申込日とは異なります)から信託期間満了日まで。</li> <li>・5年以上30年以内(1年単位)でお客さまにご指定いただけます。</li> <li>・延長継続はできません。</li> <li>・お客さまの相続発生時期および信託財産の受取方法にかかわらず、信託期間満了日に信託は終了します。</li> </ul>
6.信託財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産の種類・・・金銭とします。</li> <li>・受託金額・・・100万円以上3,000万円以内*(1万円単位)</li> <li>ただし、お客さまに相続が発生した際に、お受取人以外の相続人の遺留分を侵害する可能性がある場合は、受託金額をご相談させていただきます。</li> <li>・追加信託・・・100万円以上(1万円単位)で受託者が認める場合には追加で信託ができます。この場合においても累計の受託金額は3,000万円以内*となります。</li> <li>※ただし、信託できる金額はお客さまが保有されている金銭で、金融資産の原則1/3までとなります。</li> </ul>
7.入金方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託設定時にご指定の取扱金融機関の普通預金口座より当初信託金相当額の金銭を振り替えます。あらかじめ、指定口座への入金をお願いします。</li> </ul>
8.信託財産の管理または処分の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性、安定性を重視して信託財産の成長を図ることを本信託の運用の方針とします。</li> <li>・信託財産は、受託者の銀行勘定への運用(銀行勘定貸)を中心に運用します。</li> <li>・受託者は、本信託の信託財産に属する金銭を運用を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同で運用することができるものとします。この場合、他の信託財産との損益分配は、各信託に係る信託のお受取人ごとの予定配当額による按分比例とします。</li> </ul>
9.信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、信託事務の全部または一部を第三者に委託することがあります。</li> </ul>
10.受託者等との取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、お受取人保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める事由に該当する場合は、信託財産を銀行勘定への貸出または受託者の預金に運用します。</li> </ul>

11.お受取人(受益者)に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約日からお客さまに相続が発生するまでの間は、お客さまがお受取人となります。</li> <li>・お客さまに相続が発生した後は、お客さまが信託契約時に申込書により指定した方がお受取人となります。</li> <li>・なお、お客さまは、お客さまの推定相続人(申込日においてお客さまの相続が開始した場合に相続人となる方)の中から、お客さまの相続発生後にあらかじめ指定された金額の金銭を受け取るお受取人を指定することができます。また、お受取人は5名まで指定することができます。</li> <li>・信託設定後、お客さまが契約時に指定したお受取人に対し、受託者よりお受取人に指定された旨、および契約内容等の通知を行います。</li> <li>・お客さまは受託者所定の方法により、お受取人の変更、追加、削除をすることができます。受託者は、お客さまがお受取人を変更、削除した場合、変更、削除前のお受取人に対しその旨の通知を行いません。</li> <li>・お客さまに相続が発生した後、受託者はお受取人に対し受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発送した日から3か月以内に受益の承認または受益権の放棄を受託者に対し意思表示する旨を催告いたします。お受取人が信託財産の交付を受けようとする場合は、受託者に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本項の規定による通知を発送した日から3か月以内にいずれかの意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。</li> <li>・お客さまがお受取人を遺言等によって変更された場合には、受託者は受託者所定の方法により通知を受けるまでは、お受取人の変更がないものとして取り扱います。当該取り扱いによって、既に行った金銭の交付は有効とみなされるものとし、受託者は当該取り扱いによってお客さまの相続人やその他の第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負いません。</li> </ul>
12.支払の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産の元本については、信託終了日(お受取人による信託金受け取りによる終了を含みます)の翌日以降に金銭で一括してお支払いいたします。分割でのお受け取りはできません。</li> <li>・信託の収益金については、本信託の計算期日の翌日以降(ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日)に金銭でお支払いいたします。なお最終支払以外の場合は、当該収益金を信託財産の元本に組み入れます。</li> <li>・信託財産の収益金については源泉分離課税の対象となります(20.315%*)。</li> <li>※復興特別所得税を含みます。</li> </ul>
13.予定配当率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ受託者が決定します。</li> <li>・予定配当率は変動し、随時見直しますので、北陸銀行または北海道銀行の窓口にてご確認ください。</li> <li>・受託者は予定配当率を保証いたしません(利益の補足は行いません)。</li> </ul>
14.信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定時報酬・・・信託設定時(追加信託含む)に、信託財産額の1.10%(税込)を信託金とは別にいただきます。</li> <li>・運用報酬・・・本信託の運用収益から予定配当額等を差し引いた金額(信託財産の元本部分に対し、上限年8.0%から下限年0.001%の範囲内)を計算期日に信託財産より収受します。</li> </ul>
15.信託財産に関する租税その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産に関する租税、その他の信託事務処理に要する必要な費用等があれば信託財産から支払います。</li> </ul>
16.信託財産の計算期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本信託は「計算期日」を毎年11月10日、受託者がお客さまの相続の開始を確認した日および信託終了日とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。</li> <li>・なお、最初の計算期間は、信託契約日から最初の計算期日までの期間とします。</li> </ul>

# 商品概要説明書

# ご留意事項



17.信託財産の状況等の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託財産の状況、信託財産と受託者、本信託の信託業務の委託先、受託者の利害関係人との取引の状況については、北陸銀行または北海道銀行担当者までお問い合わせください。</li> </ul>
18.中途解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、中途解約(全部解約、または一部解約)はできません。</li> </ul>
19.元本の補てん	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者は、本信託の元本に欠損が生じた場合には、信託終了時にこれを完全に補てんします。</li> <li>ただし、受託者に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない可能性があります。</li> </ul>
20.預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本信託は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して、受益者1人あたり元本1,000万円までが保護されます(全額保護の対象ではありません)。ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。</li> </ul>
21.受益権の譲渡・質入の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>本信託の受益権は、受託者の書面による承諾がなければ譲渡または質入れすることはできません。</li> </ul>
22.信託終了の事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託期間満了日が経過した場合。</li> <li>受託者がやむを得ない事情があると認め中途解約(全部解約)した場合。</li> <li>お客さま、お受取人等が反社会的勢力に該当する事実が判明した場合。</li> <li>信託財産の交付の結果、信託財産がなくなった場合。</li> </ul>
23.受託者	株式会社 北陸銀行
24.受託者の公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</li> </ul>
25.受託者の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人信託協会</li> <li>連絡先: 信託相談所</li> <li>電話番号: (一般電話から)0120-817-335 または (携帯電話から)03-6206-3988</li> </ul>
26.その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本信託のお申込時には、必ず詳細を約款にてご確認ください。</li> <li>本信託のお申し込みの際に、本信託から元本等の金銭受取用の口座として、お客さまおよび各お受取人名義の取扱金融機関*の本支店の普通預金口座を指定していただきます。また、信託期間中、原則当該普通預金口座を維持していただくことになります。</li> <li>*取扱金融機関とは、北陸銀行が本商品を取り扱う場合は北陸銀行を指し、北海道銀行が代理店として取り扱う場合は北海道銀行を指します。</li> <li>本信託のお申し込み後、受託者が所定の手続きを完了し、実際に当初信託金相当額の金銭が振り替えされた場合に信託の設定(信託契約の成立)となります(お申し込みのみでは信託は設定されません)。また、何らかの理由で当該振替がなされなかった場合は信託が設定されません。</li> <li>本信託には受託者所定の受託審査があります(将来、お客さまの相続の発生時に遺留分の問題等により相続人間で紛争の可能性がある場合等は受託できない場合がございます)。</li> <li>また、お客さまの相続の発生後に遺留分の問題等により相続人間で紛争が生じた場合は、本信託から元本等の金銭を交付できない場合があります。</li> <li>マル優(少額貯蓄非課税制度)はご利用できません。</li> <li>本信託は預金ではありません。</li> <li>受託者に預金保険法に定める保険事故等が生じた場合、お客さままたはお受取人からのお申し出により本信託とお借入れを相殺できます。</li> </ul>

- 信託報酬は信託設定時および追加信託時に信託財産の1.10%(税込)を信託金とは別にいただきます。また、運用報酬として計算期日に合同運用財産について生じた利益からお支払いいただきます。
- 本信託は実績配当商品であり、予定配当率は保証されているものではありません。
- 受託者(北陸銀行)は、貸出先の信用状況または信託財産に属する資産の値動き等の状況等により信託金の元本に欠損が生じた場合には、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。ただし、受託者(北陸銀行)の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる可能性があります。
- 本信託は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。
- お申込金額は、100万円以上3,000万円以内で、1万円単位となります。また、お受取人さまはお客さま(委託者)の推定相続人からご指定いただきます。
- 本信託は信託期間満了前に解約することはできません。ただし、受託者(北陸銀行)がやむを得ないと認めた場合は、本商品の全部または一部を解約することができます。また、本信託を解約された際は、お客さま(委託者)からお受取人さまへご連絡ください。
- お客さま(委託者)およびお受取人さまあてに「ご契約の明細」を発行し送付させていただきます(通帳は発行されません)。
- マル優のお取り扱いはできません。
- お受取人さまが受け取られる信託財産は、相続税の課税対象財産となります。
- 本商品の信託財産は、相続発生後、遺言や遺産分割協議によらずお受取人さまの指定口座(取扱金融機関(北陸銀行または北海道銀行)の普通預金)に振込・入金されます。お申し込みにあたっては、相続人の方の遺留分等を十分考慮いただき、信託金額をご決定ください。
- 本信託のお申し込みにより、ご相続発生後の財産配分等に影響が及ぶ可能性がありますので、お客さま(委託者)ご自身でご確認いただき、必要に応じて遺言書の変更等をご検討ください(受託者(北陸銀行)にて遺言信託契約があるお客さま(委託者)は、担当者までお申し出ください)。
- お客さま(委託者)は、本商品についてお受取人さまにご説明ください。
- お客さま(委託者)に相続が発生した場合は、すみやかにお受取人さまより取扱金融機関(北陸銀行または北海道銀行)までお届けください。お届けいただけなかったことにより生じた損害については責任を負いかねます。
- お客さま(委託者)の相続発生後、受託者(北陸銀行)よりお受取人さまに、相続財産や相続手続きの状況等をお伺いさせていただきます。確認の結果、受託者(北陸銀行)所定の手続きをいただくまで信託財産をお支払いできない場合やお支払いまでお時間をいただくことがございます。
- お客さま(委託者)の相続発生前にお受取人さまの相続が発生し、お客さま(委託者)がお受取人さまを変更しないままお客さま(委託者)に相続が発生した場合、信託は終了し、信託財産は、お客さま(委託者)の相続財産となります。お受取人さまの本商品の地位は、お受取人さまに専属し相続されません。
- 遺留分侵害額請求を受けるなどの相続・遺言に関する紛争が生じた場合、北陸銀行および北海道銀行は関与できず、当事者間の合意ができるまで信託財産をお支払いいたしかねます。その際には、お客さま(委託者)、お受取人さまにおいて解決していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
- 本信託は受益者の変更、受益権の譲渡・質入はできません。
- お客さま(委託者)、お受取人さまにご住所の変更、改姓、改印等ございましたら、取扱金融機関(北陸銀行または北海道銀行)へお知らせ願います。
- 税務、法務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。
- 北海道銀行の代理店扱いによるご契約の場合、ご契約に関するお問い合わせやご契約時やご相続発生時などのお手続きの窓口は北海道銀行になります。